

# バルセロナにおける都市計画の展開と歴史都心の再生に関する研究

## Urban Planning Evolution and Historic Center Regeneration in Barcelona

06114 阿部大輔

Planners in Japan have at best a limited knowledge of Spanish planning practice, and this paper outlines the principles, philosophy and practical evolution of urban planning for controlling the development in Barcelona. Case studies are made as to analyze the residential development process in Ciutat Vella (Historic Center). Based on the concept of "microubanism" with the planning instruments PERIs and ARIs, Barcelona has achieved the renovation and the rehabilitation of the Historic Center aimed at avoiding gentrification and maintaining social coherence in the affected neighborhoods.

### 0・研究の概要

バルセロナはイギリスの都市問題特別委員会による参照を待つまでもなく、欧州諸国の中でも既成市街地の更新に成功した先進的な都市として特筆されるべき存在になっている。しかし、バルセロナがオリンピック前後に活発な公的介入によるプロジェクトを次々と成功させ美しく再生されたという結果ばかりが取り上げられ、その背後にあるはずの都市の理念や実践の手法に踏み込んだ分析が抜け落ちていくという傾向があることは指摘されなければならない。スペインを対象とした既存研究としては加藤<sup>2</sup>や小川<sup>3</sup>が挙げられるが、都市計画の詳細な展開や実証的な分析を扱ったものはいまだ不在である。

したがって修士論文の主題は、スペイン・バルセロナにおける歴史的市街地の整備手法とその内容の展開に置かれる。本論文は、バルセロナにおける都市計画の展開を背景として歴史的な市街地であるシウタット・ヴェリヤの再生の現状に接近したい。具体的には、旧市街における保全手法、つまり歴史的環境を都市開発事業（市街地再生特別計画：Plan Especial de Reforma Interior, PERI）の枠内で保全しようというバルセロナ独自のシステムを明らかにすることを目的とする。研究の方法は、主に 関連する法律の翻訳、文献資料の読解、都市計画局へのメールによるヒアリング、によっている。なお本研究は、一次的な資料や現地調査より二次的な資料に頼ることになる<sup>4</sup>。

### 1・スペインの中のバルセロナ

#### 1・1 基本的諸問題の考察

- 合計17の自治州があり、独自の呼称を持つ自治行政政府、自治憲章のもとで都市計画に関して自治が認められている。
- 都市計画の基本となる単位は市町村である。日本のように規模によって市・町・村に区分されているわけではなく、一括して市町村 Municipio と総称される。

#### 1・2 バルセロナの概要

バルセロナ市（97 km<sup>2</sup>、150万人）、バルセロナ大都市圏（585 km<sup>2</sup>、290万人）、カタルーニャ地域（31,895 km<sup>2</sup>、バルセロ

ナから約150 kmの圏域に610万人）

### 2・バルセロナ・クロニクル -都市計画の潮流-

#### 2・1 繁栄の中世から産業革命まで

##### 1) ランブラスの誕生

15世紀の人口増に対応する都市拡張の際に市街地と港湾部を結ぶ大通りとして整備された。

##### 2) パルセロナータの建設

1714年、リベラ地区の防壁退去に伴い、軍の将帥セルメーニョが設計した住宅地であり、城壁を越えた初めての拡張だった。

##### 3) 修道院の取り壊しによる公共空間の創出

1816年の声明によりサン・ジュストなどの居住区が誕生するとともに新しい街路や広場創出へ向け多くの土地が開放された。

#### 2・2 都市拡張の時代 / 1856 ~ 1939

##### 1) ロヴィラ・イ・トリアスとガリーガ・イ・ロカによる計画

1859年に市主催で行われた都市拡張計画に関するコンペの一等案であり、ロカの綿密な調査に基づき市のお抱え建築家トリアスが作成した。旧市街を中心地と捉えそこから「有機的に」新市街が放射状に延びていく形態が提案された。しかし最終的にマドリッドに承認され実行へと移されたのはイルデフォンソ・セルダの案だった。

##### 2) プラン・セルダ、あるいは前衛的アーバニズム

セルダの案は、狭く雑然とした旧市街（当時の人口密度は859人/haだった）の外側に規則正しく同じ大きさの街区を反復させるという、均質かつ平等主義的、反階層的なグリッド・プランだった。地価の下落を図るなど資本主義的性格を意図的に回避しようとするプランでもあった。



図2・1 プラン・セルダ



図2・2 旧市街への適用

具体的には133.3m×133.3mのグリッドを新市街地に引き、そこに20mの道路を走らせた。しかし旧市街を蔑ろにした案 - セルダは旧市街を「人間の肺に付着した結核菌のごとき『しみ』」と捉えていた - には反発も大きかった。当時のバルセロナでは「旧市街」の都市形態を保全するべきであるという大勢を占

<sup>1</sup> Urban Task Force, 1999, "Towards an Urban Renaissance"; 建築家リチャード・ロジャースが座長を務める。

<sup>2</sup> 加藤裕子他, 1998, マドリッドの都市発展に関する復元的研究, 第33回日本都市計画学会学術研究論文集, pp367-372。 または加藤裕子他, 2000, バルセロナの都市発展に関する復元的研究, 日本建築学会計画系論文集第527号, pp169-176

<sup>3</sup> 小川祐子, 1997, スペインにおける歴史的環境建築物保存の系譜と観光事業, 日本観光研究学会第12回全国大会論文集, pp75-82

<sup>4</sup> 日本では入手困難であると思われる資料は、筆者が実際にバルセロナの都市計画局や建築大学図書館に足を運び入手してきたものである（2001.3.13-25）。

めたのであった。セルダ案は受益者負担の原則を盛り込んだ野心的なプランだったが、地主たちの抵抗により構想された容積を遥かに上回る建設が行われ、結果的には道路線、建築線として機能するにとどまった。

### 3) バイシェラスによる市街地修復計画

事業の開始に先立ち強制的土地収用法(1879年)の制定とともにセルダ案で提案された旧市街を貫通する3つの通りを発展し(B通り,C通り,D通り)、歴史的環境の再生が狙われた。ライエターナ通りが実現された。

### 4) 都市連結計画(Pla d'Enllaços)

膨張する都心部と周辺市町村を統合する提案であり、フランスの建築家レオン・ジョセリ-

の案を参考に作成された。セルダのグリッドを批判しパロクク的なパースペクティブを導入しようとしたものだったが、旧



図2・3 都市連結計画

市街近辺に形態的な影響を与えることはなく、周辺地域をつ

なが幹線道路の下地にとどまった。

### 5) ダルデールによるプロジェクト

バイシェラスのプランがカリタット邸やドラサーネスの造船所など旧市街ラバル地区を特徴づける歴史的遺産に大きな影響を与えることに鑑み、街路設計を修正、変更した。

### 6) プラン・ヴィラセカ

共和制に移行する直前に建築家ジョアキン・ヴィラセカが取りまとめた旧市街再生計画であり、バイシェラスとダルデールの案を踏襲し、地区の完全な「一掃」ではなく、各地区の特質を最大限考慮するものだった。この段階で、歴史的環境の保全のために街路網を詳細にデザインしていくという視点がすでに生まれていた。

### 7) GATCPAC、そしてプラン・マシアへ

第二共和国時代、カタルーニャらしさの追及と大陸への意識を背景に、モダニズムに共鳴した建築家たちによってGATCPACが形成された。GATCPACは旧市街の貧困な居住環境を指摘するとともに、先の

ヴィラセカの案では旧市街の抱える問題は何ら解決されないと批判した。彼らの基本をな



図2・4 プラン・マシア

すのは「一掃」という概念であり、

当時の自治政府大統領だったフランス・マシアの全面的な強力を背景にプラン・マシアが提案された。セルダのグリッドを由来とするスーパーグリッドと大規模高層建築が提案され、街路の保全や歴史的環境の修復に関連する事業は却下された。

広範かつ強力な政治的支持にも関わらず、内戦とそれに引き続く独裁政権により、プラン・マシアは結局実現されることはなかった。バルセロナの活気に満ち溢れた都市デザインの事業や一般的であった計画作成への市民参加などは活躍の場を失い、消え去ってしまった。

## 2・3 郊外部への成長 / 1939 ~ 1975

### 1) 1953年広域計画

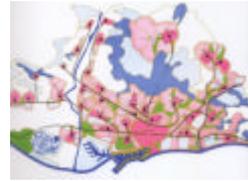


図2・5 広域計画

セルダ案から約1世紀、バルセロナに初めて登場した近代都市計画を支える公式な都市計画関連法であり、新たな地域の形態を与えるべくコマルカと呼ばれる「バルセロナの影響を受ける周辺地域」の明

確な境界を設定した。軸となる構想は「際限のない大都市圏の拡張とそれに伴う周辺郊外地域の吸収」を避けることだった。また、今後のインフラや公共施設の建設、オープン・スペースの確保、緑地の造成へ向け保留地を確保した。

しかし広域計画の内容は、部分計画という形態をとった一貫性のない開発プロセスのせいでもたげに終わり意図された効果をもたらさなかった。不適切な建築形態が目立ち始め、都心部では過密な開発が横行し、その結果インフラ用地はほとんど消滅してしまった。適切な事業実施を担保する計画手法が不在だったのである。

### 2) 歴史的市街地における1959年部分計画

広域計画における旧市街への適用であり、ヴィラセカが想定していた往路の数を削減したものの、B通りの役割・機能を強化するものだった。再び大街道が地区を分断する形で提案された。しかし土地の投機が横行した結果住環境の悪化が一層進行し、数多くの歴史的建造物が消滅の憂き目にあった。

### 3) リベラ計画と対抗案

1967年にかつてのGATCPACの建築家ボネットから提出されたリベラ計画は、カタルーニャの大企業の後押しを受け、不動産の増価を目的に作成されたものであり、歴史的な住宅地であるバルセロナータを一掃するという提案だった。これに対し地区住民からの反対を受けて、都市計画研究室という建築家集団が地区を保全する対抗案を提出した。2案の設計をめぐる論争は、新たな空間構造を導入する必要性と相対して、歴史的な都市構造にかなる重要性が設計上付与されるべきなのかという、歴史的環境の継続性の問題だった。

## 2・4 大都市圏再編に向けて / 1976 ~

### 1) 大都市圏総合都市計画(PGM)

無秩序な都市開発、それに対する住民運動の高まり、そしてフランコ政権の終焉に伴う民主体制への移行を受け、1976年に広域計画の見直しという形で承認さ



図2・6 大都市圏総合都市計画

れた。PGMは独裁政権時代に荒廃が進んだ都市の再建と過密の緩和が目的であり、交通網の再編成が最優先された。また「システム」と呼ばれる、市場の原理に捕われることなく市民生活に不可欠な場所を創出するための土地を確保する新たな土地

分が創出された。旧市街部分は地区を分断する形で大街路が提案されていた。それに対する地区住民の反対運動も大きくなってきていた。

2) 都市計画局長オリオル・ボイガスとPERIの策定  
1980～1984年まで都市計画局長の職を務めた彼は、一連の名高い建築の保存の命運を市街地再生特別計画 PERI に託した。PERI を用いることで、旧市街のラバル地区や東側区域地区といった歴史都心において、歴史的芸術的遺産の保全やコミュニティの維持を図りつつ、PGM で定められた都市開発を行ったのである。彼の計画は、都市を独自の価値ある様々な要素、部分の併置されたものとして理解、過度に重要性を与えられていた道路網の価値を低減、するとう二点をポイントとした新しい都市の理解を示したものであった。深刻な経済危機の中、彼はささやかな予算で実施可能な歩道や広場、中庭など小さなスポットの整備を軸に据え、潤沢ではない予算を配分していった。その上でプロジェクトの実現化の方法についても考慮し、長期計画が場合によっては地区の硬直化を招きかねないことを警戒し、計画を断片化、短期化することでその実効性を高めようとしたのである。この2軸が以降のバルセロナにおける都市開発の典型となる。

### 3・スペインの都市計画制度から見た

#### バルセロナの法定都市計画の展開

##### 3・1 スペインにおける都市計画制度の支柱

1) 1956年土地法  
- スペインに初めて誕生した包括的な都市計画制度  
- 計画の枠組みとして、県単位の計画、市町村総合計画 (PGOU)、部分計画 (PP) という3段階の法定計画を設定した。これは、現在まで変わることのないスペイン都市計画の方法論を特徴付けている。  
- 既成市街区域、都市化予定区域、農村区域という土地区分を設定  
- 「都市化予定区域」に指定された範囲に含まれる土地所有者は開発の権利だけでなく、計画に従って建設する義務も負うという原則を確立

2) 1976年修正土地法  
- 県レベルの計画に置き換わる地域調整指針 PDIC の導入  
- 都市化予定区域が都市化区域 (計画区域 + 計画保留区域) に、農村区域は非都市化区域に変更された。  
- 税金の負担や開発計画に伴って生じる利益の配分などを決定していく仕組みが、既成市街区域における土地再配分や都市化区域における平均土地利潤 AM という技術的手段を用いることによって確立された。  
- その適用範囲は、既成市街区域においては計画単位 UA、都市化区域においてはポリゴンと呼ばれた。  
- 新規建設が行われる区域におけるコントロールに比重が置かれた。

3) 1992年修正土地法  
- 既成市街区域あるいは都市化区域で決定された区域におけるすべての土地所有者にまったく同じだけの均等の開発利益

を割り当てる標準的利潤 AT の導入

- 利益と負担の適切な配分を達成するために、既成市街、都市化両区域において、AT を獲得する配分区域 AR と呼ばれる区域が設定された。
- 計画実施単位 UE の設定。これは1976年法で定義された「計画単位」と「ポリゴン」の概念を再編成したものであった。
- およそ150年の間手つかずのままだった既成市街地の土地所有権に関する規定を根拠的に変化させるものだった。

##### 3・2 バルセロナにおける法定都市計画の枠組み

都市マスタープラン的性格の PGOU (バルセロナは後に述べる大都市圏レベルの都市計画 PGM を作成している) 策定が最も基本的な内容であり、人口5000人以上の市町村は PGOU 策定の義務がある。PGOU において土地区分を行う。PGOU を策定しない市町村 (農村部などの人口の少ない地域) は補助的都市計画ガイドライン NSP を作成する。これは PGOU のオルタナティブであり、同種類の課題を扱うが、PGOU ほど詳細ではない。

その他の計画手法は主に土地区分によって分けられる。「計画都市化区域」を開発するには部分計画 PP が必要となり、「計画保留都市化区域」においては計画実施プログラム PAU、土地区分に関わらず歴史的市街地の保全やインフラ整備、自然保護などの特殊具体的な課題を扱う計画の際には特別計画 PE、「既成市街区域」における PGOU、または「都市化区域」における PP を補足するには詳細スタディ ED が用いられる。また、保全すべき庭園や建造物は「カタログ」に登録され、それぞれの土地区分における開発において個別具体的に適用される。

##### 3・3 カタルーニャ総合地域計画

- 1983年の地域政策に関する法令 LIPT で承認された広域的な法定都市計画であり、部分的地域計画 PTP と部門別地域計画 PTS によってその内容を敷衍していく。

表3・1 カタルーニャにおける地域計画

|          | PTG  | PTP  | PTS   |
|----------|--|--|---|
| 対象範囲     | カタルーニャ全域   | コマルカ単位   | カタルーニャ全域  |
| 目標       | 増強前プランのとりかえ成長の促進/経済活動を活性化させる政策決定のための枠組みづくり   | 各地域における増強前プランのとりかえ成長の促進と枠組みづくり   | 地域の実情に対応した分野ごとの物的整備を確立  |
| 内容       | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 共通の機能を持つ地域を定義</li> <li>* 地域を分類</li> <li>* 保全する自然環境を決定</li> <li>* 農耕地・森林地を決定</li> <li>* インフラの敷地を決定</li> <li>* 特別な用途の地域の指定</li> <li>* PTP の適用地域を指定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 都市核を定義</li> <li>* PTP における計画システムの枠組みを明示</li> <li>* 保護するべき自然環境の特定</li> <li>* 歴史的遺産を保全する地域を指定</li> <li>* インフラの決定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 有効資源の評価</li> <li>* 地域ニーズの抽出</li> <li>* 計画実施の優先度の決定</li> <li>* 地域への配分の基準と規範の決定</li> </ul> |
| 文書       | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 増強前分析・スタディ</li> <li>* 目標とその実現を担保する手段の説明</li> <li>* 経済分析・財政分析</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 地域開発分析と図面</li> <li>* 目標に対応した地域政策の優先度の説明</li> <li>* 経済分析・財政分析</li> </ul>   |   |
| 承認       | 法令による  | 勅令による  | 勅令による   |
| 誘導の手段と指針 | 工業・観光・農業などの活動を拡大・創出するための補助金や経済的インセンティブ   | 過密地域と過疎地域の是正、そうした地域への新たな活動の創出のための補助金・経済的インセンティブ  | 過密地域において新たに工業・業務誘導を始める際に特別な義務を付加  |

##### 3・4 大都市圏総合都市計画 (PGM)

1) 「プラン」から「プロジェクト」へ

PGM はバルセロナ大都市圏における現行の法定都市計画

である。異なったゾーニングの土地や開発に一般的に適用できる都市計画規制を含む膨大な量の文書とともに、あらゆる土地の区分やゾーニングを示す一連の図面から構成されている。この文書は大都市圏計画ガイドライン NUM と呼ばれ、300ページ以上にわたる。都市計画規制の章は160ページあり、土地利用と開発に関連した368の条項がある。PGM を支えるのは「プランからプロジェクトへ」という構想である。つまり、適切な空間範囲と期間をカバーするプロジェクトを一貫性を持って起草していくことを可能にする都市計画モデルが主張された。

#### 2) PERIによる再整備プロジェクト

いったんPGMの原理・原則が承認されれば、そのコンセプトと詳細に関する修正は、市街地再生特別計画PERIとPERIで対象範囲となる区域における特定の開発へ向けたプロジェクトを同時に立案することで検討される。

最重要なプランは以下のようにまとめられる。

歴史都心(ラバル+サンタ・カテリーナ、サン・ペレ、サンタ・マリア、リベラの各地区で形成される東側区域)  
旧市街のあとにバルセロナへと編入された歴史的な市街地の中心部(グラシア地区+オスタフランク地区)  
郊外部(バルセロナータ+トーレ・パロ+カルメル)  
主要な道路軸に近接した区域(古い鉄道用地であるメリディアナやクロット、グロリエス広場の周辺地区)  
新たな都心部として重要な新市街全域  
大規模な幹線道路(環状道路の内側区域と外側区域+沿岸部の大規模な遊歩道)

### 4・既成市街地における都市保全手法としてのPERI

#### 4・1 市街地再生計画 PERI の概要

旧市街の衰退と都市空間への公共による介入の必要性を背景に創設された、都市再開発における公共空間の創出や公共施設の整備を目的とする計画手法。地区住民の回復や未利用地の効果的な利用、各地区で不足している各種施設の建設、公共空間の評価によって特徴付けられる。社会的な要求を、人口に見合った適切なプログラムや明確な都市修復への構想へと織り込む計画手法である。

#### 4・2 制度化への経緯

- 「刷新的都市計画」(planeamiento renovador)の反省
- 都市空間への公共による介入の必要性
- 地区の要求を汲み上げ切れないというPGMの欠点

#### 4・3 PERIにおける都市戦略

- 1) 都市再開発における質の高い公共空間の創出
- 2) 再生への柔軟な対応
- 3) 多様な主体の計画参加と都市空間特質の継承

#### 4・4 バルセロナにおける都市保全的政策の

##### 枠組みの中でのPERI

##### 1) 都市再生への鼓動

旧市街の住環境改善を求める住民運動。建築家も運動に参

加し、歴史的文化的遺産の保全、各地区のコミュニティの維持、住民や商いなどの地区からの締め出しの回避が叫ばれた。

当時の旧市街は約3km<sup>2</sup>の範囲に10万人の人口を抱え、人口密度は最も高いところで700人/haにも上った。

##### 2) 歴史的建造物への眼差し

「バルセロナ市街地における建築的歴史的芸術的文化的遺産の目録」の承認(1979年)。これは1960年代の歴史的建造物や歴史的環境の旧来の目録の改訂版であり、保存すべき建築に対して保存の様々な段階に応じた計画・プログラムを決定する条例とともに制定された。1980年段階では、5万の住宅建築のうち約60%が修復を必要とする状態におかれていた。

##### 3) 歴史都心の再生と周辺地区の再整備

ポイガスが都市計画局長を務めていたときの政策であり、これに関連してメルセー広場の整備をめぐる協議・介入が、ラバル地区と東側区域地区を含む旧市街全体すなわち歴史的市街地における市街地再生特別計画PERIとして提出された。

##### 4) 「一体的に修復を図る区域」

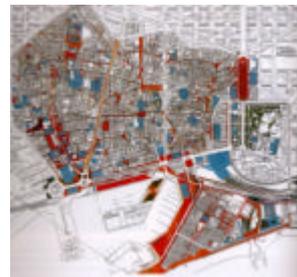


図4・1 ARIの範囲

再生を目指す地区への投資を可能にし、計画実施に際して異なる主体間の調整を行うために、旧市街における「一体的に修復を図る区域ARI」の指定が必要とされ、やがて1986年に承認された。この枠組みは同名の法律

の内容に合致するように前もって都市開発のプログラムを規定しておくものであった。城壁で囲まれていた部分と海辺の地区を領域に収めており、1988年から旧市街において協議・介入が決定、事業が継続された。ARIは1980年代前半から策定されていたPERIの実施プログラムを統括し、多様なニーズに応えられるように単一の補助金スキームとして再構築されたものであり、合計5地区における429もの事業が対象となっていた。ARIの整備プログラムで決定された投資の対象は、土地の管理、住宅の建設、施設の整備、駐車場の整備、開発事業であり、初年度の総額は352億ペセタに上った。

##### 5) マネジメント組織

##### ARI管理委員会

行政間の異なる事業主体の調整と公園の修繕の促進を目的に設立された。各種プロジェクトや住宅の修繕に関して助言を与え、正式なプロセスを用意する役目を果たす。

##### 旧市街開発公社( PROCIVESA )

1988年に設立され、ARIの区域における公的な事業プログラムへの融資を目的とする。旧市街の再開発における民間部門の参入を促進し、ARIの計画実施を円滑に進める共同出資の準公営企業。

##### 旧市街建造物修復事務局

私有の建造物の修復促進が目的。修復計画に際して助言を与える。

6) 1990年代の動向

表4・1 1990年代の旧市街における主要な事業実施

| 計画   | 承認   | 担当                             |
|--|------|--------------------------------|
| ED(カンボ通りの伸張)                                     | 1995 | J.Artigues; M.Roig             |
| PERI(サン・クガット広場)                                  | 1992 | J.Artigues; M.Roig; M.Roura    |
| PERIの修正(ラバル地区、中心広場の再整備)                          | 1995 | J.Artigues; J.L.Mayans; M.Roig |
| PERI(サン・ラモン街区)                                   | 1991 | J.Artigues; M.Badal            |
| ED(カルメ通り-ロッツ通り)                                  | 1993 | J.Llinas                       |
| PE(リセウ劇場)  | 1992 | I.de Solà-Morales              |
| PEMU(ハルセロネータ海岸のファサード)                            | 1994 | J.Artigues; J.L.Mayans; M.Roig |
| PERI(ハルセロネータ北側地区)                                | 1993 | J.Artigues; M.Badal; M.Roig    |
| PEの修正(ランブラス通り-ルイ通り)                              | 1992 | E.Compta                       |
| PERIの条例における条項8eの修正                               | 1996 | Oscar Tusquets; Carles Díaz    |
| HD(サン・パブ通り、レイテ・アメリガ通り、カレテ・カフンバ通り、カレテス通りに形成される街区) | 1996 | Oscar Tusquets; Carles Díaz    |
| HD(ランブラス通り84-94とカフンバ通り94-104のオフィスビル)             | 1990 | MBM                            |
| PE(ゴシック地区南部における教育施設)                             | 1992 |                                |
| ED(レック通りの3つの街区)                                  | 1997 |                                |
| PE(ラバル地区中心部における環境改善)                             | 1999 | Jaume Artigas; Pere Cabrera    |
| PERIの修正(ミセリコルテイア街区における大規模な建設)                    | 1993 |                                |
| ED(ロビー通り、サン・ジョゼップ・オリグ通り、カフナ通り、サン・ラファエル通りに開かれた街区) | 1993 |                                |
| MPCGM(ミセリコルテイア部)                                 | 1999 |                                |

5・歴史都心再生の実際 旧市街の事例分析

5・1 ラバル地区

1) 再生の方向性

地区内部のアクセスと街路システムの確立、歴史的な公共建築の改築と再利用、スラム地区の再建

2) 地区再生への展開

表5・1 ラバル地区における都市計画の展開

| 西暦        | 内容  |
|-----------|---|
| 1980      | 「ラバル」出版   |
| 1981-1982 | リセウから神学校まで。報告書  |
| 1982      | ラバル地区 PERI 初期承認   |
| 1985      | ラバル地区 PERI 最終承認<br>カリタット邸-アンジェルス橋直線の建設と中央広場の整備がプロジェクトの軸を担うことが確認される。 |
| 1986      | ARIの指定  |
| 1991      | サン・ラモン街区のPE   |
| 1992      | リセウ劇場におけるPE   |
| 1993      | ロッツ通り28-35とカルメ通り65-67の角地における住宅建設に関するED                              |
| 1995      | ラバル地区 PERI の修正 / 中央広場の再整備   |
| 1999      | ラバル地区中心部における環境改善に関するPE  |

3) 再生プロジェクトの概要

ラバル地区中央部における計画

ラバル地区の PERI の骨格をなす事業である。具体的には B 通りの実現により「再生」を宣言するもので、サン・ジェロニイ・カデーナ通りとカデーナ通りに挟まれた街区全体を取り壊すという手段を講じて歴史都心に317m×58m という大規模なヴォイド空間を創出することを提案している。ラバル地区だけでなく、旧市街全体を視野に入れたオープン・スペースの有効利用・環境の改善が意図された。ランブラス通りから中心部の空間に至る、歩行者を優先した都市活動の軸を生むために、歴史的な都市組織を通る街路の再整備を行い、循環の問題を解決するものである。



図5・1 ランブラス通り計画図

1384もの住宅に影響を及ぼすこの中心部の空間は、PROCIVESA などが有効に機能することによって実現され、地区に住み続けることを望む人々が再び戻ってくることを可能にしている。計画された広い並木道によって、地区の北側と南側によりよいつながりが生み出される。

5・2 東側区域地区

1) 再生の方向性

保全区域と改良区域の設定による公共空間の更新、道路空間の細やかな改変、公営住宅の整備を伴った住環境の改善

表5・2 保全区域における建造物保全の段階

| 段階 | 建造物の種類                               | 保存の対象      | 対処       |
|----|--------------------------------------|------------|----------|
| 1  | 傑出した価値を有するもの、単一の試みでも保存状態がよく建築的価値が高い。 | 全体         | 復元       |
| 2  | 卓越した価値を有するものが残存の大部分を必要とする。           | 部分         | 部分的な復元   |
| 3  | 住宅。保存状態のよいもの。                        | ハチエイ、ハルコニー | 改修       |
| 4  | 住宅。ファサードに特徴のあるもの。                    | ファサード      | 建て替え     |
| 5  | 建築的に価値のある要素を有する建造物                   | ホーチや玄関口など  | エレメントの復元 |

2) 再生への展開

表5・3 東側区域地区における都市計画の展開

| 西暦   | 内容  |
|------|---|
| 1977 | 住民団体と市の協議(再開発に伴う街区の取り壊しなどに関して)  |
| 1979 | 市民のための都市計画  |
| 1982 | 初期承認  |
| 1985 | 最終承認  |
| 1986 | ARIの指定  |
| 1992 | サン・クガット広場のPE  |
| 1995 | カンボ通りの伸張に関するED(再開発区域におけるED)   |
| 1996 | 保全対象住宅の新規事業創出へ向けたPERIの部分的修正   |
| 1997 | カンボ通りの伸張に関するEDの修正   |
| 1998 | ヒガソ美術館、フラサテルス通り、カンボ通りを対象としたPERIの部分的修正   |
| 2000 | カンボ通りの拡張整備事業の修正に関するPE<br>サンタ・カテリーナ市場に関するPERIの部分的修正、サンタ・カテリーナ市場のED<br>サン・クガット広場からサン・アグスティ修道院にかけた区域に関するPERIの部分的修正 |

3) 再生プロジェクトの概要

カンボ通りの整備

カンボ通りの終結部に通り口となる建物の建設が提案された。通りの終結部は地区中心部への玄関口として機能する。計画された建物は物理的にも視覚的にもカンボ通りにおける効果的なアクセントとなっている。自動車交通、歩行者両方ともに完全な連結を確保、眺望を強化し、その結果通りと新たに創出された規模の大きな空間の関係を向上することにより、歩行者と自動車の完全な一体感を生み出している。



図5・2 カンボ通り

5・3 パルセロネータ地区

1) 再生の方向性

海際の回復、街路形態の維持、エッジの重点的整備

2) 再生への展開

表5・4 パルセロネータ地区における都市計画の展開

| 西暦   | 内容                                       |
|------|--|
| 1967 | リベラ計画                                    |
| 1971 | 都市計画研究室によるカウンター・プラン                      |
| 1982 | 初期承認                                     |
| 1985 | 最終承認                                     |
| 1986 | ARIの指定                                   |
| 1993 | 北側区域のPERI                                |
| 1994 | ハルセロネータの海辺のファサード / 環境改善と物的環境整備に関する特別計画PE |
| 1996 | ハルセロネータ地区 PERI に関する規制内容の修正               |

3) 再生プロジェクトの概要

北側地区の PERI

このプランでは、将来のオープン・スペースのために土地の三分の二が確保される(カタラーナ公園の敷地を基本としており規模はおおよそ5ha)。イカリア通りに面した4つの未完成の街区に公営住宅を挿入することで街区



図5・3 北側地区の公営住宅

表 5・5 PERI一覧

| 地区   | 特徴  | PERI 策定図  | 目的  | 主要再生プロジェクト  |
|--|---|---|---|---|
|  <p>ラバル地区</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>- タリエルス地区 + 中央部 + バリ・チャーノ</li> <li>- 由緒あるサンタ・クレウ病院と修道院を核に発展</li> <li>- 18世紀から市街化が本格化, 19世紀以降は近代産業振興の地となる</li> <li>- 都市問題が長らく間看過され地区環境が悪化。社会的環境の分解が進行。高齢化。</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個性ある地区の歴史を尊重すると同時にバルセロナ市域へも開いている特徴ある都市環境の創出</li> <li>- 修繕の段階に応じた住宅の修復と建て替え(建て替えや取り壊しに際しては代替住宅を提供する) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 土地利用の多様化</li> </ul> </li> <li>- 地区のニーズ, 都市全体のニーズの両面に応じた公共施設の建設と既存の公共サービスの改善</li> <li>- 地区内部のアクセスの改善。駐車場の問題を解消し公共交通を改善しつつ, 地区の北側と南側によりよくながりを生かす</li> <li>- オープン・スペースあるいは緑地の増量</li> <li>- 歴史的建築物の価値を有する建造物やモニュメントの保全・修復。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* リセウから神学校まで</li> <li>* ラバル地区中央部における計画</li> <li>* ラバル地区中心部の再開発(ラバル地区におけるPERIの修正)</li> <li>* サン・ラモン街のPE</li> <li>* カルメ通り・ロッテ通りにおける集合住宅に関するED</li> </ul> |
|  <p>東側区域地区</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中世のバルセロナの中心地。14世紀以後, 美しい邸宅が次々と建てられ, その多くが, まも美しい行末を残している。</li> <li>- プラン・セルダ以降, 労働者階級の住居地区の特色が進む。</li> <li>- 42,000を越える人口を有する地区(地区平均人口密度は750人/ha)</li> </ul>       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- コミュニティを形成し支えている現在の社会組織の維持</li> <li>- 住宅, 商業, 軽工業といった用途の日からのバランスの維持</li> <li>- 交通流の変換。通過交通を排除しつつ, 地区の端に沿って交通を向けなおす <ul style="list-style-type: none"> <li>- 基本的な街路構造の維持。</li> </ul> </li> <li>- 地区の歴史的建築的遺産の保全。ある特定の時代の生活様式を例示し都市の歴史の理解を手助けする建造物まで含まれる。</li> <li>- 密集している建造物群の取り壊し</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>- カンパ通りの伸張に関するED</li> <li>- 東側区域地区のPERIにおける改良区域に関するEDの修正</li> <li>- カンパ通りの拡張整備事業の修正に関するPE</li> <li>- サン・クガット広場の整備</li> </ul>                           |
|  <p>バルセロナータ地区</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 都市部からの隔離という問題</li> <li>- 厳格なグリッド・プラン</li> <li>- 2.6haに16,163人, 人口密度は621人/ha</li> <li>- 土地の細分化の進行</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公共施設を, 住宅地帯周辺の有効な空間に配しながら近代化し拡張すること</li> <li>- 地区の統合の促進(バルウ広場, イカリア通り, 海軍通り)</li> <li>- オープン・スペースの導入により, もとものと住宅地区の住環境を改善</li> <li>- 公共施設やレジャーに用途を開放することで, 海側に面しているという地区の利点を最大限に生かすこと</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>- バルセロナータ海辺のファサード/環境改善と物的環境整備に関する特別計画PE</li> <li>- 北側区域のPERI</li> </ul>  |

の完成を実現する。こうしてできあがる街区のファサードは, バルセロナータの新たな表情となる。前提とされたのは地区の特質, つまりバルセロナータの持つ独特のスケール感を生かすことだった。新たに建設される建物がバルセロナータ地区のスケール, とくに既存の住宅街区のスケールを尊重しつつも広幅員の沿岸環状道路の整備という異なる2つの現実に対応する設計が施された。

## 6・都市再生モデルとしてのバルセロナの経験

### 6・1 旧市街における都市計画の展開

セルダ案で提案された大通りの整備を現代的な要求に照らし合わせていかに整備・継続していくかという議論が旧市街の都市計画の中心を担ってきた。セルダ以降, 数多くの壮大な計画が構想されてきたが, セルダ案を除けばすべて構想どまりであり, 都市計画に沿った具体的な空間はほとんど実現されてこなかった。その結果, 過密に喘ぐ旧市街の住環境は低下する一方であった。しかし独裁政権の終焉とPGMの策定, ポイガスの都市計画局長の就任を機に, PERIを用いた地区の再生が図られるようになった。これは, 地区レベルでの環境保全を主眼に据えた計画ツールが社会運動を背景に整ってきたことを示している。

### 6・2 理念

都市再生の軸は「ミクロな都市計画」という独創的なコンセプトに支えられた空間の再編成である。これは構想の段階で終わってしまい効果的な物的環境整備を実現できずに旧市街の住環境を一層悪化させてきた過去の都市計画の反省から, 宙に浮いた大構想よりも, 小さなスケールで実行可能な堅実なプロジェクトを散りばめていくという新たな都市計画の姿勢だった。これは70年代の後半からの社会運動を背景に80年代前半に策定された一連のPERIとして制度化された。既存の稠密な地区に対しては, 点的に働きかけることの重要性が認識されることになった。また, 都市再生の問題を解決するのは各地区に他ならないとの認識に基づき, 各地区に再生策の作成と実行の権限と財源が委

譲されている。

### 6・3 制度

いったんPGMのコンセプトが承認されれば, その内容の修正はPERIの枠内で行われる。PGMの直接的な規定を受けるというより, 一定の範囲内でPERIが地区のプランとしてPGMに置き換わる「穴抜き」の都市計画体系になっている。

旧市街においては, 公共空間の創出, 公共施設の整備, 住宅の新築あるいは修復といった都市デザインの単独はPERIが, 地区への公共投資や民間による修復の促進, 多様な主体の計画参加とその調整といった財政的・協賛的単独はARIが担うという2本立ての再生プログラムが確立されている。

PERIはPEやEDと同じレベルの都市計画手法であるが, バルセロナの旧市街においてはPERIの枠内でさらにPEやEDで個別のプロジェクトを担っていくという柔軟な用いられ方がなされている。複数の制度や手法を重ねることで柔軟に地区の特質に対応していく方法論が採用されている。

### 6・4 空間

地区のアイデンティティを担ってきた歴史的建造物(ラバル地区ではカリタット邸, 東側区域地区ではサンタ・カテリーナ市場, バルセロナータでは街区形態)の改修, 改築を軸として, それとのつながりの中で歴史的な道路構想(ラバル地区ではC通り, 東側区域地区ではB通り)を一定程度評価し, 現在の状況にあわせて柔軟に整備を継続している。歴史主義的模倣に陥ることのない, 歴史的環境と現代的要求の相互補完的な関係の構築が図られている。3地区ともいえるのは「元来の都市構造・都市形態を尊重・支持し, それをさらに強化する」都市デザインである。

#### (主要参考文献)

- Ajuntament de Barcelona, 1983, "Plans i Projectes per a Barcelona 1981-1982"
- Ajuntament de Barcelona, 1988, "Urbanisme a Barcelona, Plans cap el 92, 2ª edició"
- Ajuntament de Barcelona, 1995, "La segona renovació"
- Ajuntament de Barcelona, 1999, "Memòria 1995-1999, Sector d'Urbanisme"
- Ajuntament de Barcelona, 2000, "1999 Urbanisme a Barcelona"
- Moya L et al, 1999, "La Práctica del Planeamiento Urbanístico", Editorial Síntesis

- Meyer H, 1996, "City and Port", International Books